

令和5年度青森県循環型社会形成推進委員会 事前質疑に対する回答

	対象資料	対象ページ	質疑提出委員	質疑内容等	回答	回答担当課
1	資料1	全体	鈴木拓也委員	<p>3Rの取り組みに係る指標(一人当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量など)は依然として低迷した状態です。</p> <p>青森県として市町村向けの支援等の取り組みをしていることは承知していますが、目標とすることごみ減量の成果が見えず課題があります。実効性のある施策内容や市町村との連携強化など様々な見直しが必要ではないか。</p> <p>関連する取り組みとして、県民を対象としたごみ分別等の意識調査などをしてみてはどうか。(基本計画策定・改定のタイミングに合わせるなど)</p>	<p>市町村や民間事業者等との連携については、県内6地域で「3R推進地域連携会議」を開催し、3Rに関する情報共有や、各地域におけるごみ減量及び3R推進の効果的・効率的な施策の実施に向けた検討を行っているところですが、今後もやり方を工夫するなどして、実効性のある取組につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、現行の「第4次青森県循環型社会形成推進計画」は令和7年度までの計画期間のため、令和7年度中に新たな計画を策定することとなりますが、その前年度(令和6年度)に実施予定の基礎調査の一環として、県民・事業者を対象とした意識調査等を実施することとしています。 (* 前回(R元)の県民アンケートの項目→別添のとおり)</p>	環境政策課
2	資料1	全体	鈴木拓也委員	<p>県内自治体(特に町村)の廃棄物処理は少人数で担当しているケースが多いと思われる。</p> <p>対応できる仕事量にも限界があるため、対応力を一層高めるためにも、施設のほか事務事業を含めた広域化について検討を進めていただきたい。</p>	<p>県の「ごみ処理広域化」に係る計画は、主に処理施設の広域化を目的としていますが、施設を運営する一部事務組合の統合等も含まれており、県としても、必要に応じて助言等して参ります。</p> <p>なお、県内では、令和8年度を目途として、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃事務組合の統合が予定されており、現在、協議が進められています。</p>	環境政策課
3	資料1	全体	鈴木拓也委員	<p>青森県内市町村のごみ有料化(収集手数料等の有料化)の状況について教えてください。</p> <p>有料化を行うことで、排出量削減することは先行事例より明らかであり、青森県としても市町村へ働きかけしていただきたい。</p> <p>また、有料化の目的は減量だけでなく温室効果ガスの排出抑制など脱炭素に向けた取り組みとしてもその重要性が増しています。</p>	<p>ごみの収集手数料等については、各市町村の判断の下で個別に設定されているところです。</p> <p><ごみ収集手数料を設定している市町村数(R3時点)> (生活系の収集ごみ) ・可燃ごみ(指定袋) 19市町村 ・不燃ごみ(指定袋) 17市町村 ・資源ごみ(指定袋) 12市町村 ・粗大ごみ(処理券・シール) 20市町村 (* 詳細は別添のとおり)</p> <p>ごみ処理の有料化については、ごみ減量化に向けた有効な手法の一つですので、県としても、これまで市町村の取組を促してきたところであり、今後とも各市町村への働きかけを継続していきたいと考えています。</p>	環境政策課
4	資料1	全体	鈴木拓也委員	<p>「もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ」のうち、「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」認定件数を教えてください。</p> <p>可能であれば年度別の推移等も確認させて下さい。</p>	<p>令和4年度末時点での「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定件数は、計236事業所となります。</p> <p>なお、年度別の認定件数の推移は次のとおり。(各年度末) (R元) 127件 (R2) 134件 (R3) 164件 (R4) 236件</p>	環境政策課

令和5年度青森県循環型社会形成推進委員会 事前質疑に対する回答

対象資料	対象ページ	質疑提出委員	質疑内容等	回答	回答担当課
5 資料1	P1 表1	佐藤久美子委員	R2年度の(1人1日当たりの)ごみの量が少なく、R3年度には増えているように見えます。 これは、コロナ禍の影響でしょうか。青森県だけでなく、全国的な傾向でしょうか。	○ 生活系ごみ (R3:1人1日当たり690g) ・新型コロナが流行する直前の令和元年度の実績(682g)と比較すると、令和2年度(689g)に引き続き高止まりとなっており、その要因としては、① <u>コロナ禍における菓ごもり消費等の影響が続いていたこと</u> のほか、② <u>全国的にも問題となっている高齢化の進展に伴う影響</u> (紙おむつの消費量の増加や遺品整理に伴うごみ量の増加等)なども考えられます。 ○ 事業系ごみ (R3:1人1日当たり312g) ・R2年度(304g)に比較して増加していますが、これは、① <u>コロナ禍で落ち込んでいた事業活動が回復してきたこと</u> に加えて、② <u>本県特有の課題として、ホタテ養殖残渣の排出量が増加(平内町、蓬田村)したこと</u> などが影響しているものと考えられます。 ・なお、新型コロナが流行する直前の令和元年度の実績(321g)と比較すると低い数値となっており、その要因としては、① <u>コロナ禍の影響による事業活動の停滞</u> に加え、② <u>これまでの取組を通して、事業者の意識向上によるごみ削減が図られてきたこと</u> などによるものと考えられます。 ○ コロナ禍による影響(上記の下線部)については、全国的にも概ね同様の傾向にあると考えています。	環境政策課
6 資料1	P4	佐藤久美子委員	【参考】のところに、民間回収の分を含めた県全体としての令和3年度のリサイクル率が29.4%であることが示されていますが、単発の年度だけでなく、H28-R3の推移を知りたいです。図4のようなグラフにできませんでしょうか。	別紙のグラフをご参照願います。	環境政策課
7 資料1	P6	佐藤久美子委員	図6の一番右の「その他」は、具体的には何でしょうか。	資源ごみの「その他」とは、ごみを中間処理した後に発生した物(残渣等)のうちで、再生利用されたものなどを指します。(可燃ごみの焼却により発生した固化物(スラグ)や焼却灰など)	環境政策課

令和5年度青森県循環型社会形成推進委員会 事前質疑に対する回答

	対象資料	対象ページ	質疑提出委員	質疑内容等	回答	回答担当課
8	資料1	P9	鈴木拓也委員	<p>(2)焼却施設以外の中間処理施設表5をみると自治体により資源回収品目にばらつきがあり、体制が整備されていない印象を持っている。これもごみ排出量の増加や資源回収率の低迷に関連しているのではないか。</p> <p>資源回収品目の少ない自治体では、民間企業に委託するなどしてカバーしているのでしょうか。</p>	<p>資源回収の品目については、確かに市町村間で差異がありますが、その一方で、市町村等による行政回収のほかに、スーパー等での店頭回収をはじめとする「民間回収」が拡大・定着している状況にあります。</p> <p>県としては、行政回収及び民間回収の双方の側面で、県全体での資源回収及びリサイクル率の向上を図っていきたく考えています。</p> <p>なお、行政回収された資源ごみについては、自前の処理施設のほかに、民間委託により処理されている例もあります。</p>	環境政策課
9	資料2 資料3	全体 P7	鈴木拓也委員	産業廃棄物(建設系廃棄物除く)の再利用・再生利用状況を把握しているのであれば教えてください。	県内における平成30年度の建設業を除く産業廃棄物の年間排出量は約188万トンであり、このうち再生利用量は約32万5千トン(約17%)となっています。	環境保全課
10	資料3	P1 1の(1)の 9~10行 目	佐藤久美子委員	「令和2年5月・・・一層の強化を図っている。」とありますが、その結果、昨年度までにどのような効果があったのか、教えてください。	<p>R2年度以降、プラスチックごみ削減に向けて、主に次の取組を行ってきました。</p> <p>(R2~R3) リユース食器利用マニュアル作成、同モデルイベント 海ごみゼロキャンペーン、事業者向けセミナー など</p> <p>(R3~R5) 市町村・事業者等と協働した啓発イベント 県民向けアクションブック、小学生3Rチャレンジ など</p> <p>これらを含め、これまでの県民運動等による継続的な3R推進を通して、マイバッグやマイボトルの持参、プラスチックごみの分別、使い捨てスプーン類の削減など、県民及び事業者の意識は着実に高まっているものと考えています。</p> <p>なお、具体的な浸透度などの効果測定については、令和6年度に実施予定の県民・事業者を対象とした意識調査等により把握していきたく考えています。</p>	環境政策課
11	資料3	P2 ウの4~5 行目	佐藤久美子委員	「ごみ処理最適化研修会」を開催したとのことですが、この研修会の参加者は、どのような人たちで、何人が参加したのでしょうか。教えてください。	<p>昨年度の開催実績は次のとおりです。</p> <p>(対象者) 市町村及び一部事務組合の一般廃棄物担当者 (参加人数) 計39名(対面・Web視聴の合計)</p>	環境政策課

令和5年度青森県循環型社会形成推進委員会 事前質疑に対する回答

	対象資料	対象ページ	質疑提出委員	質疑内容等	回答	回答担当課
12	資料3	P2 (2)の5～7行目	佐藤久美子委員	「令和3年3月・・・食品ロス削減に取り組んでいる」とありますが、その効果はどの程度あったのでしょうか。 また、その効果を、どう評価したのか、方法を教えてください。	本県における食品ロス削減に係る計画については、令和3年3月に新たに策定したものであり、これまでの取組による具体的な効果については、令和6年度に実施予定の調査(県民・事業者を対象とした意識調査や、事業系食品ロス実態調査等)により把握していきたいと考えています。 なお、食品ロス削減に係る具体的な取組例の一つとして、県では、令和3年度から、県内のスーパー等と連携した「やってみよう！てまえどりキャンペーン」を実施しており、その規模及び定着度は年々拡大しているところです。 (R3) 計3社、計53店舗で実施 (応募総数 1,316件) (R4) 計8社、計111店舗で実施 (応募総数 1,842件) (R5) 計12社、計155店舗で実施する予定	環境政策課
13	資料3 参考資料2	P2～3 P1～2	澁谷扶美子委員	飲食店などで廃棄される食品を「クラダシ」のように安価で販売するようなしくみを青森県内で作ることはできないか。 また、それらの中継先として、道の駅又は直売所などを活用することはできないか。 さらに、農作物の価格が下落すると、農家が畑などに作物を漉き込んで廃棄してしまうことがあるが、畑などに直接来られる客を対象に、これらを格安で販売するといったことはできないか。	県内では、南部町が「クラダシ」と包括連携協定を締結し、地場産品の廃棄ロス削減等に取り組んでいます。 県としては、市町村向けの研修会等において、先進自治体の取組例や、クラダシをはじめとする民間事業者の取組を紹介するなどして、食品ロス削減の取組を促進していきたいと考えています。 なお、道の駅又は直売所などを活用してはどうかという点などについては、今後の検討の参考とさせていただきます。	環境政策課
14	資料3	P11～12 E3行目と P12の表	佐藤久美子委員	表中の数字と、P11最後の「約67%」の関係がよくわかりませんでした。この数字は、表のどこから算出されたのでしょうか。 また、表中では、令和3年度のリサイクル率(%)を100.0としていますが、あえて100.0にせず、175(%)でもよいのではないのでしょうか。 当該年度以前の貝殻が利用されていても、県産の貝殻なのであれば、特定の年度のリサイクル率が上がっても、問題ないのではないのでしょうか。 これにより、3ヶ年平均が81.8ではなく、102となりますが、これでよいのではないかと私は考えます。	P11の記述については修正漏れです。 E2行目の「2万3,000トン～3万6,000トン」とあるのは「2万3,000トン～6万3,000トン」に、同3行目の「約67%」は「101.9%」に修正してください。 委員ご指摘のとおり、令和3年度のリサイクル率の値は174.8(%)に、3ヶ年平均は101.9(%)に修正します。 併せて、注釈※3の記載についても、「リサイクルには当該年度以前の貝殻が利用されていることもある。リサイクル率については、当該年度 の 貝殻発生量をベースに算出、100%を超えることがある。」に修正してください。 なお、関連の記載がP10にもあるので、同様に修正してください。 ※ ホームページ掲載資料は修正済	水産振興課

令和5年度青森県循環型社会形成推進委員会 事前質疑に対する回答

	対象資料	対象ページ	質疑提出委員	質疑内容等	回答	回答担当課
15	参考資料2	P1	堤静子委員	<p>令和5年度当初予算における「循環型社会形成推進計画関連事業」の概要の1ページの1(2)②食品関連事業者等の取組に対する支援のところ「保健衛生課」の予算事業なしのところですが、「営業者に対して、必要量に応じた食品の仕入れ～」というところについて、質問というよりも、情報があれば教えてほしいというものです。</p> <p>このところ様々な主体の様々な取組の成果により、消費者の環境意識は年々向上していると思われ、エシカル消費への理解も消費者として進んできていると感じているが、つくる責任、つかう責任に対しての貢献ということでは、消費者の視点はもちろんではあるが、川上のつくる側の意識も同様に大事であるので、企業としての製造・出荷計画といったことや食品ロス削減に向けた具体的取組など、県内で実際に取り組まれているなどの情報があれば教えてほしい。</p>	<p>【保健衛生課】 令和3年6月1日から、原則として、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を行うこととなりました。保健所の食品衛生監視業務において、食品等事業者を巡回し、HACCPに沿った衛生管理等の取り組みについて確認を行い、指導・助言を行っています。</p> <p>HACCPでは、食品品質の向上のため、調理・製造等における衛生管理を、「現状の把握」「問題点の解決の検討」「改善の実施」「改善後の再確認」という手順を繰り返しながら行います。こうした衛生管理により、品質が良くなれば、製造ロスや不良品の回収・廃棄が少なくなり、食品ロスを削減することにつながります。</p> <p>【環境政策課】 事業者による具体的な取組例としては、 ・ ばら売りや少量パックでの販売 ・ 消費・賞味期限の近い商品の値引き販売 ・ 小盛り・ハーフサイズメニューの設定、食材の使いきりなどがあります。</p> <p>現在、「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」として認定されている計236事業所のうち、上記の取組を実施しているのは計109事業所となっています。</p>	保健衛生課 環境政策課
16	その他		鈴木拓也委員	県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況を教えて下さい。	令和5年3月末現在で、40市町村中19市町村(策定率47.5%)となっており、県では引き続き計画策定のためのサポートを続けて参ります。	環境政策課
17	その他		鈴木拓也委員	昨年8月上旬の前線による大雨による災害廃棄物発生量を把握しているのであれば教えて下さい。	<p>災害補助金申請ベースで約 6,420トン(計6市町)となっています。(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鱒ヶ沢町 約 4,542トン(推計値) ・ 外ヶ浜町 約 1,160トン(推計値) ・ 中泊町 約 405トン ・ 五所川原市 約 149トン ・ 深浦町 約 88トン ・ 弘前市 約 77トン <p>なお、最も発生量の多かった鱒ヶ沢町では、同町における年間ごみ収集量(令和3年度)の約1.4倍に相当する災害廃棄物が発生しました。</p>	環境政策課

H31(R1) 循環計画策定に係る基礎調査
(廃棄物に対する意識調査)

廃棄物に関する県民アンケート

(ご記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

問1 廃棄物の3R^(※)について、あなたは普段から意識して行動していますか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 3Rを意識して具体的な行動をしている
- 2 3Rを意識しているが、具体的な行動はあまりしていない
- 3 3Rを特に意識したことはない

※ 3R

リデュース (Reduce) : 発生抑制 (ごみの排出量を減らすこと)、リユース (Reuse) : 再使用 (いったん使用された製品等を再び使用すること)、リサイクル (Recycle) : 再生利用 (いったん使用された製品等を原料として使用すること) の3つの頭文字を取ったもの。これら3つの取組を進めることで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来るだけ低減される「循環型社会」の形成を目指すものです。

問2 平成29年度の県民1人1日当たりのごみ排出量は1,002グラムで全国43位、リサイクル率は15.0%で全国41位と、それぞれ全国下位の状況にあります。また、県内各市町村のごみ排出量とリサイクル率の状況は下表のとおりとなっています。あなたは本県のこのような現状について知っていましたか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

県内市町村の1人1日当たりごみ排出量とリサイクル率の状況 (平成29年度)

市町村名	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 %	市町村名	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 %
青森市	1,041	16.4	板柳町	819	6.3
弘前市	1,156	9.9	鶴田町	736	18.0
八戸市	966	13.2	中泊町	829	10.5
黒石市	955	12.5	野辺地町	1,039	10.5
五所川原市	1,029	15.8	七戸町	1,036	17.1
十和田市	997	21.7	六戸町	710	21.2
三沢市	1,090	9.0	横浜町	963	12.2
むつ市	1,076	24.0	東北町	890	16.0
つがる市	858	15.6	六ヶ所村	1,191	10.0
平川市	908	13.0	おいらせ町	896	22.1
平内町	888	25.9	大間町	1,061	23.0
今別町	1,001	11.1	東通村	829	20.8
蓬田村	1,996	64.6	風間浦村	923	24.1
外ヶ浜町	940	25.0	佐井村	973	26.2
鱒ヶ沢町	976	7.3	三戸町	1,037	13.3
深浦町	926	8.5	五戸町	794	23.8
西目屋村	937	8.0	田子町	969	15.4
藤崎町	1,010	12.0	南部町	785	11.3
大鰐町	829	12.1	階上町	753	14.0
田舎館村	788	8.2	新郷村	619	27.6
			県全体	1,002	15.0
			全国平均	920	20.2

問3 ごみの減量等について、あなたが普段、意識していることや取り組んでいることについて、該当する欄にそれぞれ○印を付けてください。また、下記項目のうち、重要度が高いと思うものを三つ選び、1から3の順番を付けてください。

項 目	普段からの取組				重要と 思うもの (1~3の順 番付)
	いつも している	たまに している	ほとんど していない	まったく していない	
1 マイバッグを利用し、レジ袋はもらわない					
2 マイ箸を利用し、割り箸は使わない					
3 マイボトル、マイカップを利用し、使い捨て容器は使わない					
4 壊れにくく長持ちする製品を選ぶ。または故障したものも修理して長く使用している					
5 結替製品を利用している					
6 「3つのきる」を実践している (解説: 生ごみや食品ロス削減に向けた「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの取組。)					
7 知人等と不用品を交換したり、リサイクルショップ、バザーやフリーマーケットを活用している					
8 中古品の利用やレンタル製品を活用している					
9 生ごみは家庭菜園等の堆肥として活用している					
10 空き箱や封筒などの雑紙(ざつがみ)を含め、資源化できる紙類の分別を徹底している					
11 市町村の分別方法に従い、資源ごみの分別を徹底している					
12 町内会・学校等、地域の団体が行う資源の集団回収活動に協力している					
13 スーパーや家電販売店等での店頭回収など、民間の資源回収活動を利用している					
14 家電(エアコン・TV・冷蔵庫・洗濯機)やPC、小型家電等の各種リサイクル制度に協力している					
15 再生原料で作られたリサイクル製品を購入している					
16 その他、ごみを出さないことやリサイクルに取り組んでいることがありましたらご記入ください。					

問4 近年、スーパーマーケット等の店頭で資源物回収ボックスが設置されるなど、行政が関与しない民間による資源回収が行われているところですが、こうした民間回収をどの程度利用していますか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 ほぼ民間回収に排出しており、行政回収はほとんど利用していない
→1と回答された場合は「問4-ア」にもご回答ください
- 2 主として民間回収を利用しているが、都合が合えば行政回収にも排出する
→2と回答された場合は「問4-ア」にもご回答ください
- 3 主として行政回収を利用しているが、都合が合えば民間回収にも排出する
→3と回答された場合は「問4-イ」にもご回答ください
- 4 ほぼ行政回収に排出しており、民間回収はほとんど利用していない
→4と回答された場合は「問4-イ」にもご回答ください
- 5 地区や学校の集団回収に協力しており、行政にも民間にもほとんど排出していない
- 6 資源物の分別排出をしていない
- 7 その他（具体的に)

問4-ア その理由としてあてはまるものすべてに○を付けてください。（複数回答可）

- 1 資源物の回収量に応じてポイント（特典・景品）が付与されるから
- 2 買い物など、用事を足すついでに排出できるから
- 3 曜日や時間を選ばずに排出できるから
- 4 行政回収の回数などが少なく、利用しづらいから
- 5 行政回収の場所に持って行くことが困難だから
- 6 業者が戸別回収してくれるから
- 7 その他（具体的に)

問4-イ その理由としてあてはまるものすべてに○を付けてください。（複数回答可）

- 1 民間回収してくれる業者や場所が近所がないから
- 2 民間回収している場所が遠く、持って行く手段がないから
- 3 民間回収で付与されるポイント（特典・景品）に魅力がないから
- 4 行政回収の回数が多く便利だから
- 5 行政回収で戸別回収してくれるから
- 6 その他（具体的に)

問5 県では、生ごみ排出量削減や食品ロス削減に向けて「3つのきる」の取組を推進していますが、ご家庭や個人で実際に取り組んでいる取組について、該当するものすべてに○を付けてください。（複数回答可）

- 1 あらかじめ献立を考えて買い物に行くなど、余計な食材を買わないようにしている
- 2 食材が長持ちするよう、食材の保管方法を工夫している
- 3 調理方法を工夫し、調理時の食材の除去部分を減らしている
- 4 定期的（週1度など）に冷蔵庫等の中をチェックし、賞味期限などを確認している
- 5 あらかじめ家族の予定等を確認し、料理は適量作るようにしている
- 6 余った料理はアレンジしたり冷凍保管するなどして食べきるよう工夫している
- 7 外出時には、食べきれぬ分を適量注文するようになっている
- 8 宴会料理は食べきるようになっている
- 9 生ごみは水気が切れるようにしてからごみ収集に排出している
- 10 生ごみはコンポスターなどで堆肥化して利用している
- 11 特段、何も取り組んでいない
- 12 その他（具体的に

問6 家庭ごみ処理手数料の有料化についてお尋ねします。ごみを減量する方法として、自治体のごみを処理するための費用の一部を指定ごみ袋の料金に上乗せして徴収すること（有料化）に賛成ですか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 賛成
- 2 どちらかという賛成
- 3 どちらかという反対
- 4 反対
- 5 わからない

問7 家庭ごみ有料化を導入するとした場合、特にどのような点に配慮しなければならないと思いますか。該当する番号に○を付けてください。（3つまで選択可）

- 1 資源ごみなど無料回収する品目数を増やす
- 2 ごみの収集サービスを向上させる
- 3 手数料の使い道を明らかにする
- 4 ごみの減量効果をきちんと公表する
- 5 十分な不法投棄対策を講じる
- 6 事業所にもごみ減量指導を強化する
- 7 ごみを出すたびに負担を感じられる料金にする
- 8 家計への負担が少ない手数料にする
- 9 小売店と協力して、ごみにならない販売方法や店頭回収を広める
- 10 その他（具体的に

問8 生活する上で出るごみ（「一般廃棄物」といいます）は市町村が収集・処理していますが、ごみ減量やリサイクル率向上のためには、市町村では今後、どのような対策が必要だと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。
（複数選択可）

- 1 ごみ排出を抑制するための住民の意識を高めることが必要である
- 2 ごみの分別品目を増やし、分別に対する住民の意識を高めることが必要である
- 3 リサイクル施設を増やし、ごみのリサイクルを重点的に推進していくことが必要である
- 4 ごみを焼却する際に出る熱の利用に取り組むことが必要である
- 5 ごみ処理の有料化を推進（拡大）する必要がある
- 6 資源の集団回収活動を推進する必要がある
- 7 ごみの分別・排出方法についてわかりやすく、何度も広報することが必要である
- 8 資源ごみの回収回数や回収場所を増加する必要がある
- 9 わからない
- 10 その他（具体的に
- 11 現在のままで、特に何もする必要はない

問9 将来的に人口減少や高齢化が一層進むと、市町村のごみ処理にも影響が生じることが予想されますが、今後のごみ処理について不安や問題に感じていることを三つまで選び、該当する番号に○を付けてください。（三つまで選択可）

- 1 高齢化により、ごみ集積場所までごみを持って行くことが困難になる
- 2 高齢化により、ごみの分別への対応が困難になる
- 3 地域の高齢化等により、ごみ集積場所の管理が困難になる
- 4 ごみ分別がさらに細くなった場合、対応することが困難になる
- 5 人口減少等による空き家等の増加により、地域内に片付けられないごみが増加する
- 6 人口減少等による市町村財政の悪化により、ごみ処理手数料やごみ袋の値段が一層高くなる
- 7 人口減少等による市町村財政の悪化により、ごみ回収などのサービスの質が低下する
- 8 人口減少等による市町村財政の悪化により、老朽化したごみ処理施設の更新が滞る
- 9 ごみ排出量減少により、市町村の処理施設が遊休化する
- 10 地域の高齢化等により、災害時に発生した災害廃棄物を片付けることが困難になる
- 11 特段、不安や問題に感じていることはない
- 12 その他（具体的に

問10 あなたが廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）に対してお持ちの印象（イメージ）について、該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 リサイクルや減量化が十分行われている
- 2 処理施設における処理や管理が適切に行われている
- 3 処理施設（焼却施設や最終処分場）は、産業活動を支えている
- 4 リサイクルや減量化が十分行われていない
- 5 処理施設における処理や管理が適切に行われていない
- 6 不法投棄や不適正処理が多い
- 7 ダイオキシンなどにより空気、地下水や水源、土壌の汚染を発生させている
- 8 わからない
- 9 その他（具体的に

問 11 大規模な災害が発生した際、災害によって発生した廃棄物の処理が全国各地で問題となっています。災害廃棄物は一度に大量に発生することから、全て処理するまでにある程度の時間が必要となるため、市町村では災害の規模に応じて、各家庭から排出された災害廃棄物を一時的に集積し、保管する仮置場を設置することとなります。そうした仮置場は、法令等の手続や規制に従うとともに、生活環境に支障を与えないよう配慮した上で設置することとしていますが、設置場所についてどのように考えますか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 搬入の利便性を考えて生活環境の近くに設置された方がよい
- 2 若干遠くても搬入の利便性を確保した上で生活環境から離れた場所に設置された方がよい
- 3 搬入の利便性が悪くても、生活環境から可能な限り遠ざけて設置された方がよい
- 4 よくわからない
- 5 その他（具体的に ）

問 12 あなたがお住まいの地域に、廃棄物の焼却施設や最終処分場が、法令等の手続や規制に従って適正に立地されることとなった場合、どう思いますか。該当する番号に一つだけ○を付けてください。

- 1 法令等の手続や規制に従っているのであればやむを得ない
- 2 法令等の手続や規制に従っていても反対である
- 3 どちらとも言えない

問 13 あなたの身近な場所に廃棄物の処理施設が立地されるとした場合において、行政に対する要望の有無及びその内容について該当する番号に○を付けてください。（内容については、複数選択していただいて結構です。）

要望の有無

- 1 あり
- 2 なし

処理施設に対する指導や監視体制

- 1 処理施設の運転や管理に関する情報の公開
- 2 施設への立入や見学の自由化
- 3 行政の監視や指導の強化
- 4 苦情や相談窓口を処理施設等に設けること

処理施設の周辺整備事業

- 5 「地域を活性化させる」ための処理施設の周辺整備事業
 - 6 「快適な生活環境を創設する」ための処理施設の周辺整備事業
 - 7 「地域住民との交流を広げる」ための処理施設の周辺整備事業
- ※ 5～7について具体的な内容があればご記入ください。

行政の処理施設建設や運営・管理への関与

- 8 行政自らが処理施設の建設や管理・運営を行うこと
 - 9 行政と民間が共同して処理施設の建設や管理・運営を行うこと
 - 10 施設の立地や施設整備の際に、設置者、住民の間に行政が入って調整すること
- 上記以外に県や市町村の関与のあり方についての意見等があればご記入ください。

問 14 循環型社会形成のため、行政の取り組みとして重要と考えるものを3つまで選び、該当する番号に○を付けてください。(3つまで選択可)

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 排出者責任の徹底を図るための、監視・指導体制の一層の強化 |
| 2 | 不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の一層の強化 |
| 3 | 処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開 |
| 4 | 県や市町村が関与する、公共の処理施設の整備促進 |
| 5 | 廃棄物の減量及びリサイクル技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充 |
| 6 | 排出事業者に対する適正処理・リサイクルに関する、講習会や研修会の拡充 |
| 7 | 住民に対する適正処理、循環型社会に関する啓発活動 |
| 8 | 廃棄物の減量・リサイクル推進の仕組みづくり |
| 9 | 効果的なごみ減量や分別排出を展開している企業などの事例紹介 |
| 10 | 市町村処理施設における産業廃棄物の受入 |
| 11 | 環境ビジネスの振興 |
| 12 | 優良な廃棄物処理業者の支援と育成 |
| 13 | その他 (具体的に) |

あなたの年齢、性別、職業に該当する番号に○を付けてください。また、あなたの住んでいる市町村名をご記入ください。

年 齢	1	20歳未満	2	20歳～29歳	3	30歳～39歳			
	4	40歳～49歳	5	50歳～59歳	6	60歳以上			
性 別	1 男性			2 女性					
職 業	1	農林水産業	2	会社員	3	公務員	4	経営者・自営業	
	5	自由業	6	主婦	7	学生	8	無職	9
所在地 (※市町村名だけで結構です)			() 市 ・ 町 ・ 村						

ご協力ありがとうございました。
本調査票は同封の封筒によりご返送ください。

II. ごみ処理について
6-1. ごみ処理手数料の状況(可燃ごみ)

市町村名	生活系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市			搬入時	10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市			搬入時	10kgごとに100円
八戸市	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円	搬入時	50kgごとに150円
黒石市	指定袋	450:60円、300:40円、200:25円、100:15円	搬入時	10kgごとに100円
五所川原市			搬入時	10kgごとに50円
十和田市			搬入時	10kgごとに20円
三沢市				
むつ市	指定袋	450:39円、22.50:25円	搬入時	10kgごとに50円
つがる市			搬入時	10kgごとに50円
平川市	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円	搬入時	10kgごとに100円
平内町	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円		
余別町	指定袋	450:20円、200:15円		
藤田村	指定袋	450:20円、200:15円		
外浜町	指定袋	450:20円、200:15円	搬入時	10kgごとに170円
野ヶ沢町	指定袋	450:31.5円、300:21円、22.50:16円	搬入時	10kgごとに70円
深浦町	指定袋	450:31.5円、300:21円、22.50:16円	搬入時	10kgごとに70円
西目屋村			搬入時	10kgごとに100円
藤崎町			搬入時	10kgごとに110円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)
大鰐町	指定袋	450:47円、300:31円、200:20円	搬入時	10kgごとに100円
田舎館村			搬入時	10kgごとに100円
板柳町	指定袋	450:15円、300:10円、150:6円	搬入時	10kgごとに100円
鱒田町	指定袋	450:15円、300:10円	搬入時	10kgごとに50円
中泊町			搬入時	10kgごとに50円
野辺地町	指定袋	450:31円、22.50:21円	搬入時	10kgごとに30円
七戸町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
六戸町			搬入時	10kgごとに20円
横浜町	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに30円
東北町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
六ヶ所村			搬入時	10kgごとに30円
おいらせ町			搬入時	10kgごとに20円
大間町	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kg未満:30円(以後1kgごとに3円加算)
東通村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
風間浦村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
佐井村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
三戸町			搬入時	50kgごとに200円
五戸町			搬入時	10kgごとに20円
田子町			搬入時	50kgごとに200円
南部町			搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町) 50kgごとに150円(旧福地村)
階上町			搬入時	50kgごとに150円
新郷村			搬入時	10kgごとに20円

市町村名	事業系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市			搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市			搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
八戸市			搬入時	50kgごとに460円
黒石市	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
五所川原市	搬入時	10kgごとに50円	搬入時	10kgごとに50円
十和田市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
三沢市	搬入時	10kgごとに110円	搬入時	10kgごとに110円
むつ市	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
つがる市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
平川市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
平内町				
余別町				
藤田村				
外浜町				
野ヶ沢町				
深浦町				
西目屋村				
藤崎町	搬入時	10kgごとに110円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)	搬入時	10kgごとに100円
大鰐町	月払	10kgごとに100円(常盤地区)	搬入時	10kgごとに110円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)
田舎館村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
板柳町	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
鱒田町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
中泊町	搬入時	10kgごとに50円	搬入時	10kgごとに50円
野辺地町	搬入時	10kgごとに50円	搬入時	10kgごとに50円
七戸町	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)	搬入時	10kgごとに30円
六戸町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)
横浜町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
東北町	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)	搬入時	10kgごとに30円
六ヶ所村	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)
おいらせ町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに30円
大間町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
東通村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kg未満:50円(以後1kgごとに5円加算)
風間浦村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
佐井村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに100円
三戸町	搬入時	50kgごとに200円	搬入時	10kgごとに100円
五戸町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに200円
田子町	搬入時	50kgごとに200円	搬入時	10kgごとに100円
南部町	搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町) 50kgごとに150円(旧福地村)	搬入時	50kgごとに200円
階上町	搬入時	50kgごとに150円	搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町) 50kgごとに460円(旧福地村)
新郷村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに460円 10kgごとに100円

II. ごみ処理について
6-2. ごみ処理手数料の状況(不燃ごみ)

市町村名	生活系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市			搬入時	10kgまでごとに110円(最終処分場のみ)(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市			搬入時	10kgごとに125円
八戸市	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円	搬入時	50kgごとに150円、10kgごとに50円(埋立ごみ)
黒石市	指定袋	450:60円、300:40円、200:25円	搬入時	10kgごとに100円
五所川原市			搬入時	100kgごとに200円
三和町			搬入時	10kgごとに20円
三沢市				
むつ市	指定袋	450:50円、22.50:30円	搬入時	10kgごとに50円
つがる市			搬入時	10kgごとに20円
平川市	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円	搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村)
平内町	指定袋	450:30円、300:20円、200:15円	搬入時	10kgごとに80円
外ヶ浜町	指定袋	450:20円、200:15円	搬入時	10kgごとに30円
藤ヶ沢町	指定袋	450:31.5円、300:21円、22.50:16円	搬入時	10kgごとに70円
深浦町	指定袋	450:31.5円、300:21円、22.50:16円	搬入時	10kgごとに70円
西目屋村			搬入時	10kgごとに125円
藤崎町			搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区)
大鰐町	指定袋	450:47円、300:31円、200:20円	搬入時	10kgごとに125円
田舎館村			搬入時	10kgごとに100円(常盤地区)
板柳町	指定袋	450:15円、300:10円、150:6円	搬入時	10kgごとに125円
鶴田町	指定袋	450:15円、300:10円		
中泊町			搬入時	10kgごとに40円
野辺地町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに50円加算)
七戸町			搬入時	10kgごとに20円
六月町			搬入時	10kgごとに30円
横浜町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
東北町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
六ヶ所村			搬入時	10kgごとに20円
おひらせ町			搬入時	10kg未満:30円(以後1kgごとに3円加算)
大間町	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
東通村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
風間浦村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに50円
佐井村	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	50kgごとに200円
三戸町			搬入時	10kgごとに20円
五戸町			搬入時	50kgごとに200円
田子町			搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町)
南部町			搬入時	50kgごとに150円(旧福地村)
階上町			搬入時	50kgごとに150円
新郷村			搬入時	10kgごとに20円

市町村名	事業系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市	搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)	搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
八戸市	月払	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに460円、10kgごとに100円(埋立ごみ)
黒石市	搬入時	100kgごとに200円	搬入時	10kgごとに100円
五所川原市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	100kgごとに200円
三和町	搬入時	10kgごとに110円	搬入時	10kgごとに100円
三沢市	月払	10kgごとに110円	搬入時	10kgごとに110円
むつ市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
つがる市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに20円
平川市	搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村)	搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村)
平内町	搬入時	10kgごとに100円(旧尾上町)	搬入時	10kgごとに100円(旧尾上町)
外ヶ浜町	搬入時	10kgごとに80円	搬入時	10kgごとに80円
藤ヶ沢町	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kgごとに30円
深浦町	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kgごとに30円
西目屋村	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kgごとに30円
藤崎町	搬入時	10kgごとに70円	搬入時	10kgごとに70円
大鰐町	搬入時	10kgごとに70円	搬入時	10kgごとに70円
田舎館村	搬入時	10kgごとに70円	搬入時	10kgごとに70円
板柳町	搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区)	搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区)
鶴田町	月払	10kgごとに100円(常盤地区)	搬入時	10kgごとに100円(常盤地区)
中泊町	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
野辺地町	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
七戸町	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
六月町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
横浜町	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
東北町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
六ヶ所村	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
おひらせ町				
大間町	搬入時	10kgごとに40円	搬入時	10kgごとに40円
東通村	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)
風間浦村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
佐井村	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kgごとに30円
三戸町	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)
五戸町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
田子町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
南部町	搬入時	10kg未満:50円(以後1kgごとに5円加算)	搬入時	10kg未満:50円(以後1kgごとに5円加算)
階上町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
新郷村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
	指定袋	450:30円、22.50:20円	搬入時	10kgごとに100円
			搬入時	50kgごとに200円
	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
			搬入時	50kgごとに200円
	搬入時	50kgごとに460円	搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町)
	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに460円(旧福地村)

II. ごみ処理について

6-3. ごみ処理手数料の状況(資源ごみ)

市町村名	生活系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市				
弘前市				
八戸市				
黒石市				
五所川原市			搬入時	10kgごとに20円
津和野市			搬入時	10kgごとに20円
三沢市				
むつ市	指定袋	452:20円、22.52:10円	搬入時	10kgごとに50円
つがる市			搬入時	10kgごとに20円
平川市				
平内町				
今別町	指定袋	452:20円、202:15円	搬入時	10kgごとに30円
蓬田村	指定袋	452:20円、202:15円		
外ヶ浜町	指定袋	452:20円、202:15円	搬入時	10kgごとに30円
鯉ヶ沢町	指定袋	452:31.5円、302:21円、22.52:16円	搬入時	10kgごとに70円(但し、発泡スチロールは100gにつき70円)
深浦町	指定袋	452:31.5円、302:21円、22.52:16円	搬入時	10kgごとに70円(但し、発泡スチロールは100gにつき70円)
西目屋村				
藤崎町				
大鰐町				
田舎館村				
板柳町	指定袋	452:15円、302:10円、152:6円		
鶴田町				
中泊町				
野辺地町	指定袋	452:31円、22.52:21円 ※ペットボトルのみ	搬入時	10kgごとに30円
七戸町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
六戸町			搬入時	10kgごとに20円
横浜町	指定袋	452:30円、22.52:20円 ※ペットボトルのみ	搬入時	10kgごとに30円
東北町			搬入時	10kg未満:30円(以後10kgごとに30円加算)
六ヶ所村			搬入時	10kgごとに30円
おいらせ町			搬入時	10kgごとに20円
大間町	指定袋	452:30円、22.52:20円	搬入時	10kg未満:30円(以後1kgごとに3円加算)
東通村	指定袋	452:20円、22.52:15円	搬入時	10kgごとに50円
風間浦村	指定袋	452:30円、22.52:20円	搬入時	10kgごとに50円
佐井村			搬入時	50kgごとに200円
三戸町			搬入時	50kgごとに200円
五戸町			搬入時	10kgごとに20円
田子町			搬入時	50kgごとに200円
南部町				
陸上町				
新郷村			搬入時	10kgごとに20円

市町村名	事業系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市				
弘前市				
八戸市				
黒石市				
五所川原市				
津和野市				
三沢市				
むつ市				
つがる市				
平川市				
平内町				
今別町				
蓬田村				
外ヶ浜町				
鯉ヶ沢町				
深浦町				
西目屋村				
藤崎町				
大鰐町				
田舎館村				
板柳町				
鶴田町				
中泊町				
野辺地町				
七戸町				
六戸町				
横浜町				
東北町				
六ヶ所村				
おいらせ町				
大間町				
東通村				
風間浦村				
佐井村				
三戸町				
五戸町				
田子町				
南部町				
陸上町				
新郷村				

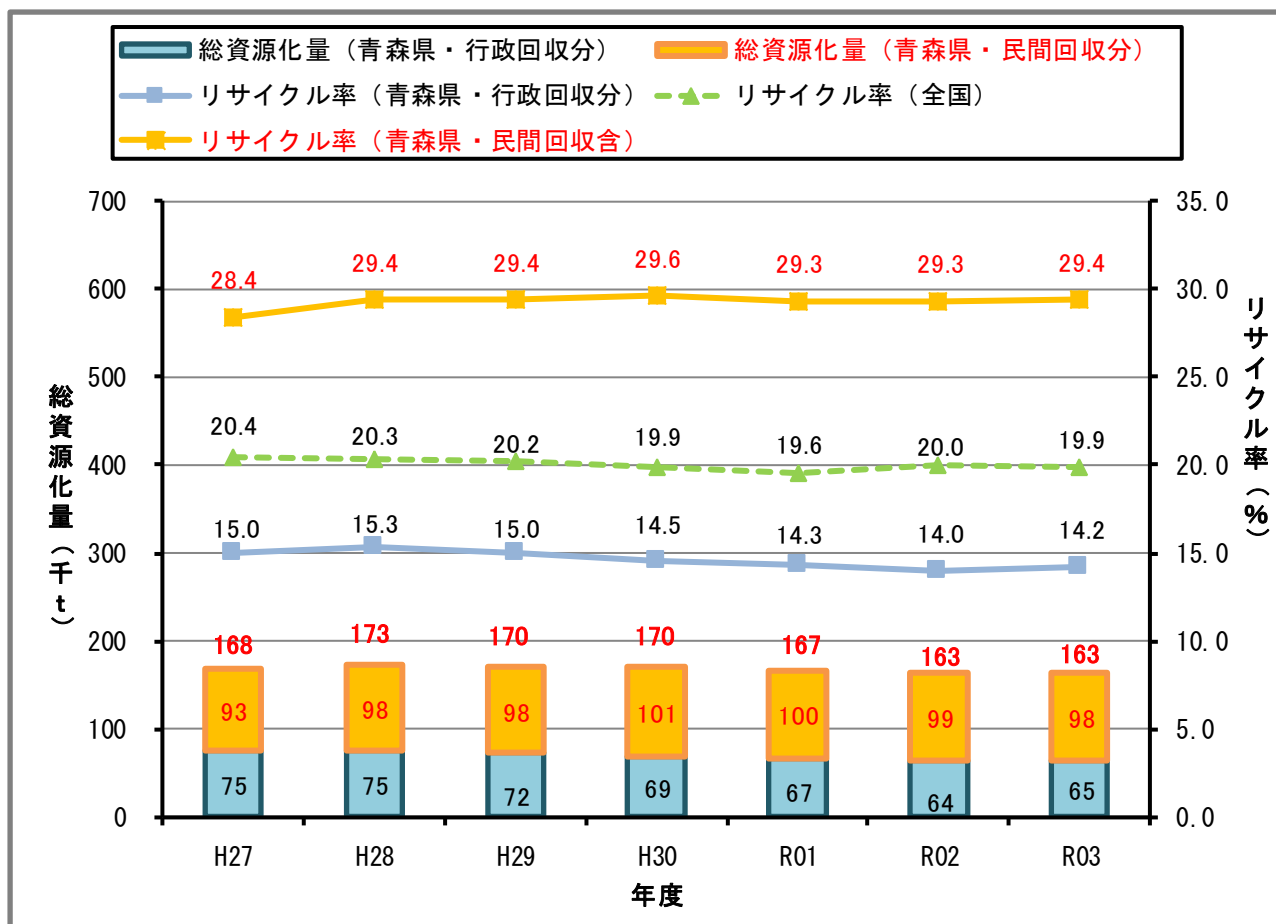
II. ごみ処理について

6-4. ごみ処理手数料の状況(粗大ごみ)

市町村名	生活系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市	処理券	820円(旧青森市)	搬入時	10kgまでごとに110円(最終処分場のみ)(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市			搬入時	10kgごとに125円
八戸市	処理券	520円	搬入時	50kgごとに150円
黒石市	処理券	主として120cm未満等:5点まで500円、主として120cm以上等:1点500円	搬入時	10kgごとに100円
五所川原市			搬入時	可燃物10kgごとに50円 不燃物100kgごとに200円
十和田市	処理券	120cm未満:550円、120cm以上:1,100円	搬入時	10kgごとに20円
三沢市				
むつ市	処理券	200cm未満:510円	搬入時	10kgごとに50円
つがる市			搬入時	10kgごとに20円
平川市	処理券	120cm未満:5点で520円、120cm以上:1点で520円	搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村) 10kgごとに100円(旧尾上町)
平内町	処理券	300円	搬入時	10kgごとに80円
今別町	処理券	500円	搬入時	10kgごとに30円
蓬田村	ごみシール	300円		
外ヶ浜町	処理券	300円	搬入時	可燃物10kgごとに170円 不燃物10kgごとに30円
錦ヶ沢町	処理券	80cm未満:210円、80cm~120cm未満:420円、120cm~200cm未満:630円	搬入時	10kgごとに70円
深浦町	処理券	80cm未満:210円、80cm~120cm未満:420円、120cm~200cm未満:630円	搬入時	10kgごとに70円
西目屋村			搬入時	10kgごとに125円
藤崎町			搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)
大鰐町			搬入時	10kgごとに125円
田舎館村			搬入時	10kgごとに100円
板柳町	処理券	小型:1,000円、大型:2,000円	搬入時	10kgごとに125円
種田町			搬入時	小型:500円、中型:1,000円、大型:1,500円
中泊町				
野辺地町			搬入時	10kgごとに30円
七戸町			搬入時	10kg未満:20円(以後10kgごとに20円加算)
六戸町	処理券	120cm未満:550円、120cm以上:1,100円	搬入時	10kgごとに20円
横浜町			搬入時	10kgごとに30円
東北町			搬入時	10kg未満:30円(以後10kgごとに30円加算)
六ヶ所村			搬入時	10kgごとに30円
おいらせ町	処理券	120cm未満:550円、120cm以上:1,100円	搬入時	10kgごとに20円
大間町	処理券	200cm未満:300円	搬入時	10kg未満:30円(以後1kgごとに3円加算)
東通村	処理券	120cm未満:60円	搬入時	10kgごとに50円
風間浦村	処理券	120cm未満:50円、120cm以上200cm未満:100円	搬入時	10kgごとに50円
佐井村			搬入時	10kgごとに50円
三戸町			搬入時	50kgごとに200円
五戸町	処理券	120cm未満:550円、120cm以上:1,100円	搬入時	10kgごとに20円
田子町			搬入時	50kgごとに200円
南部町			搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町) 50kgごとに150円(旧福地村)
階上町			搬入時	50kgごとに150円
新郷村	処理券	120cm未満:550円、120cm以上:1,100円	搬入時	10kgごとに20円

市町村名	事業系			
	収集ごみ		直接搬入ごみ	
	徴収方法	手数料の額	徴収方法	手数料の額
青森市	搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)	搬入時	10kgまでごとに110円(旧青森市)、10kgにつき100円(旧浪岡町)
弘前市			搬入時	10kgごとに125円
八戸市	搬入時	50kgごとに460円	搬入時	10kgごとに125円
黒石市	月払	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに460円
五所川原市	搬入時		搬入時	10kgごとに100円
十和田市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	可燃物10kgごとに50円
三沢市	搬入時	10kgごとに110円	搬入時	10kgごとに100円
むつ市	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに110円
つがる市	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに100円
平川市	搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村) 10kgごとに100円(旧尾上町)	搬入時	10kgごとに100円
平内町	月払	10kgごとに100円(旧尾上町)	搬入時	10kgごとに20円
今別町			搬入時	10kgごとに125円(旧平賀町・旧碓ヶ関村) 10kgごとに100円(旧尾上町)
蓬田村	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kgごとに80円
外ヶ浜町			搬入時	10kgごとに30円
錦ヶ沢町	搬入時	可燃物10kgごとに170円 不燃物10kgごとに30円	搬入時	可燃物10kgごとに170円 不燃物10kgごとに30円
深浦町	搬入時	10kgごとに70円	搬入時	10kgごとに70円
西目屋村			搬入時	10kgごとに70円
藤崎町	搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)	搬入時	10kgごとに125円
大鰐町	月払	10kgごとに100円(常盤地区)	搬入時	10kgごとに137.5円(藤崎地区) 10kgごとに100円(常盤地区)
田舎館村	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに125円
板柳町	月払	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに125円
種田町	搬入時	10kgごとに125円	搬入時	10kgごとに100円
中泊町			搬入時	10kgごとに125円
野辺地町				
七戸町	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)	搬入時	10kgごとに30円
六戸町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kg未満:100円(以後10kgごとに100円加算)
横浜町			搬入時	10kgごとに100円
東北町	搬入時	10kg未満:120円(以後10kgごとに120円加算)	搬入時	10kgごとに30円
六ヶ所村	搬入時	10kgごとに30円	搬入時	10kg未満:120円(以後10kgごとに120円加算)
おいらせ町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kgごとに30円
大間町			搬入時	10kgごとに100円
東通村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	10kg未満:50円(以後1kgごとに5円加算)
風間浦村			搬入時	10kgごとに100円
佐井村			搬入時	10kgごとに100円
三戸町			搬入時	10kgごとに100円
五戸町	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに200円
田子町			搬入時	10kgごとに100円
南部町			搬入時	50kgごとに200円
階上町	搬入時	50kgごとに460円	搬入時	50kgごとに200円(旧南部町・旧名川町) 50kgごとに460円(旧福地村)
新郷村	搬入時	10kgごとに100円	搬入時	50kgごとに460円

総資源化量とリサイクル率（民間回収分含め）の推移



【民間回収による資源化量の調査について】

<調査対象品目>

古紙類、金属類（アルミ缶、スチール缶）、ガラス類（一升びん、ビールびん等）、ペットボトル、プラスチック類 等

<調査方法>

県内の主要資源回収業者に調査票を送付